

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会 ワーキンググループ (第1回)

日 時：令和元年12月23日(月) 12:15~13:45

場 所：総務省 5階選挙部会議室

議 事：

1. ワーキンググループの運営について
2. 神奈川県からのヒアリング
3. 事務局提出資料について

【議事概要】

- リース契約の中で、データ消去後は証明書を提出することになっているにも関わらず、提出されなかったことは問題ではないか。
- 団体によっては職員と委託業者でデータ消去したうえで、リース会社に返却している。
- Secure Erase と Enhanced Secure Erase というコマンドがあり、これを実行して消去する方法も検討すべき。
- データが復元可能だったこと、また、自治体が業者管理を十分に行えていなかったことは問題ではないか。
- パブリッククラウドにおいては、1つのハードウェア上に複数のシステムが相乗りしているため、暗号化消去が有効ではないか。日本では暗号化消去に関するガイドラインが無い状況である。
- 暗号化消去については、暗号化の要件、鍵管理の要件、鍵を消したこと、その担保等が重要となるのではないか。
- 磁氣的破壊は、どの磁気レベルであれば十分な破壊ができるのか定まっていないのではないか。物理破壊には、金属を溶かす方式や細断する方式などあり、ディスクの密度が高いので、破片から読み取れないようにする必要がある点には留意。
- 自治体職員の負担を考える必要があるのではないか。例えば、リース契約の際にデータを消去したときの証明書の提示を記載するというのはどうか。
- 自治体の職員がNASやPCを分解して記憶装置を取り出し、物理破壊するという対応は難しいのではないか。リース契約でデータ消去やデータ消去証明書の提出を記載

できるように国側として支援できる枠組みができると良いのではないか。

○例えば、物理破壊、磁気破壊と書くのではなく、データが復元不可能な状態とするとすれば良いのではないか。

○具体的なデータ消去方法を提示しないと自治体では対応の方法が分からないのではないか。

○業務委託管理の問題については、自治体に契約の方法を示していくのはどうか。